

勤務形態の変更について

2018年12月
管理本部 人事

この度、勤務形態の変更を行う運びとなりましたのでご連絡いたします。

1. サロンサポート職の勤務形態の変更

変更の目的

- 店舗状況や派遣対応などに応じたシフト調整・勤怠管理をしやすくするため
- 残業時間を抑制するため

変更内容

サロンサポート職の勤務形態を
スーパーフレックスタイム制へ変更します！

スーパーフレックスタイム制ってどのような制度なの？

スーパーフレックスタイム制はコアタイムの概念がないフレックスタイム制度です！
これまで出勤日の10：00～17：00はコアタイムとして必ず出勤していなくてはならない時間でしたが、この変更により「必ず出勤しなければならない時間」はなくなり、店舗状況やアポイントの状況に応じて、柔軟にシフトを組むことができます。



対象者	就労可能時間	注意事項
サロンサポート職	5：00～22：00	<ul style="list-style-type: none">● 出勤日は1日MAX11h、MIN4hです● 月の所定労働時間を割らないように注意してください (例：22日勤務→176h)● MIN4h勤務のため「半日出勤」「半日有給」という概念はなくなります ※4hの日も「出勤日」として1日カウントです



店舗状況に応じた入店、担当エリアの繁閑に合わせた勤務をすることができます！
(例) 1日は早朝営業のため、8：00～19：00
2日は本社で打ち合わせとアポイントのため、10：00～16：00
3日は〇〇店の締め人員不足のため店舗入店、17：00～21：30 ……など

2. 本部サポート職の勤務形態の変更

変更の目的

- より効率的な働き方を推奨し、残業時間を抑止するため

変更内容

本部サポート職のコアタイム時間を変更します！

これまで

10：00～17：00



これから

10：00～15：00

対象者	就労可能時間	注意事項
本部 サポート職	6：00～22：00 (内10-15は必須)	<ul style="list-style-type: none">● 6h以上勤務する場合はコアタイム内で休憩を取得してください● 月の所定労働時間を割らないように注意してください● コアタイムが5時間のため、「半日出勤」「半日有給」という概念はなくなります ※10：00～15：00の日も1日カウントです

勤務形態の変更について

2018年12月
管理本部 人事

3. スケジュール

2019年1月15日（火） 全体連絡の経営会議で周知
2019年1月17日（木） 店長MTにて周知
2019年2月～3月 説明会実施（シフトの作り方、勤怠の確認方法、などを予定）
2019年4月1日（月） 適用開始

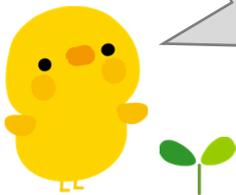
2,3月に細かな制度内容について説明会を予定しています！
分かりづらい部分なども多いかと思しますので、
ぜひご参加いただけますと幸いです。
詳細のスケジュールは追ってご連絡します。



4. まとめ

職種	サロン技術職	サロンサポート職	本部サポート職
対象者	店舗スタッフ	サロン事業部 各エリアMG・SV サロン事業部 人財マネジメント 教育事業部	商品企画部 人財開発部 サロン事業部 営業支援 デザインラボ 経営企画室 管理本部
勤務形態	別途通達予定	フレックスタイム制	
勤務時間		月：所定労働日数×8h (日：MAX11h、MIN4h)	月：所定労働日数×8h (コアタイム必須)
コアタイム	—	スーパーフレックスタイム制のためなし	10：00～15：00
月の所定労働日数	20日（2月） 21日（1・4・6・9・11月） 22日（3・5・7・8・10・12月）		暦による (月～金曜の数)

各部署の役割に適した勤務形態へ
変更する運びとなります。
日々の業務に深く関わってくる部分と
なりますので、自分の働き方について
この機会に改めてしっかりと
理解を深めていきましょう！



★問い合わせ先★

管理本部 人事

TEL：052-953-0800

MAIL：jinji@haruka.co.jp